

[事案 26-173] 契約無効請求

・平成 27 年 9 月 8 日 和解成立

<事案の概要>

契約時に、保険料払込期間について、募集人による説明不足があったことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 19 年 9 月、配偶者が契約していた終身保険を減額し、その解約返戻金を保険料に充て契約した利率変動型積立終身保険および医療保険について、以下の理由により、契約を取り消して既払込保険料を返還してほしい。

(1) 契約時、医療保険について、保険料払込期間は 80 歳までで、保障期間は終身であると説明を受けたが、実際には保険料は終身払いであった。契約時の説明と実際の内容は異なり、募集人から適切な説明があれば、契約をしなかった。

(2) 契約時、自分は 72 歳と高齢であったが、説明時に一度も親族を同席させておらず、高額療養費制度などの社会保険制度についても説明されていない。

<保険会社の主張>

当初の申込内容は保険料払込期間は 80 歳までであったが、募集人が申立人に対して特別条件での引き受けのため払込期間が終身払いとなること等を説明したところ、「保険料の支払いは 80 歳までがよい」と申出があり、保障はなくなるが、80 歳時点で解約できる旨を説明したところ、納得し契約するに至っているので、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明方法・内容に不適切な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明義務違反は認められないが、以下のとおり、募集人の行為に不適切な点が認められるので、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

(1) 募集人は申立人に対し、一旦保険料を 80 歳までの有期払いとする内容で提案しつつ、引受けができなかったために、終身払いに変更しているが、配偶者の保険を減額しての契約であることを考えても、一般的に理解が容易とはいえない。説明に使用された「申込訂正請求書兼承諾書」も、記載された保険料と実際の保険料の対応が複雑で分かりにくい内容であり、申立人が契約時 72 歳と高齢であり、どの程度理解できたか疑問がないわけではない。

(2) 申立人は申込内容の修正案に対し、「80 歳でいい」旨の発言をしているが、募集人は、申立人の発言の意味を確認しておらず、意向の把握を曖昧にしたままであり、本件紛争が生じた原因であるといえる。

(3) さらに、本件契約は、形式上は契約転換ではないが、実質的に見れば契約転換といえるので、当時の契約転換に関する保険会社のルールに準じて、家族の同席を求めたうえで説明

をすることがより適切であったとも考えられる。

- (4)以上より、申立人の意思を尊重し、ニーズを理解したうえで契約の提案をし、契約者が納得できるような説明をしたとはいえず、その点では募集人の対応は必ずしも適切であったとはいえない。